

茨城労働局発表
令和8年9月18日(金)

【照会先】
茨城労働局労働基準部賃金室
室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
(直通電話) 029 (224) 6216

茨城県最低賃金は令和8年10月18日から時間額1,136円に — 引上げ額は62円 —

茨城労働局長（佐藤 悦子）は、去る8月24日の茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）の答申を受け、令和8年10月18日から茨城県最低賃金を62円引き上げ、時間額1,136円に改正することを決定し、本日官報公示（別紙）を行いました。

茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。

また、中小企業や小規模事業者における賃金引き上げに関連する各種助成金の活用などの支援措置について、無料で相談に応じています。

無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）

主な助成金の問合せ先

業務改善助成金	業務改善助成金コールセンター(電話 0120-366-440)
キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金等	茨城労働局助成金事務センター(電話 029-297-7235)
働き方改革推進支援助成金	茨城労働局助成金事務センター(電話 029-246-6371)

茨城県最低賃金の額の推移

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最低賃金改定額	911 円	953 円	1,005 円	1,074 円	1,136 円
対前年度引上率	3.64%	4.61%	5.46%	6.87%	5.77%
対前年度引上額	32 円	42 円	52 円	69 円	62 円

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和8年9月18日

茨城労働局長 佐藤 悦子

第4号中「1時間1,074円」を「1時間1,136円」に改める。